別紙様式

（表）

第　　号

立　入　検　査　証

下記の者は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第15条第１項及び第２項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。

写　　真

印

又は

刻印

官名又は職名

氏　　名

年　　月　　日生

金融庁総務企画局長又は検査局長　　印

年　　月　　日交付（５年有効）

（金融庁総務企画局又は検査局用）

（裏）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を
阻害する行為の是正等に関する特別措置法（抜粋）

第15条　公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第３条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、特定事業者若しくは特定供給事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に特定事業者若しくは特定供給事業者の事業所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第８条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、事業者に対しその表示に関する報告をさせ、又はその職員に事業者の事業所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

３・４　（略）

第21条　第15条第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第22条　法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

２　（略）

（備考）　規格は、縦6.0㎝×横8.5㎝とする。

（表）

第　　号

立　入　検　査　証

下記の者は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第15条第１項及び第２項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。

写　　真

印

又は

刻印

官名又は職名

氏　　名

年　　月　　日生

財務局長又は福岡財務支局長　　印

年　　月　　日交付（５年有効）

（財務局又は福岡財務支局用）

（裏）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を
阻害する行為の是正等に関する特別措置法（抜粋）

第15条　公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第３条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、特定事業者若しくは特定供給事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に特定事業者若しくは特定供給事業者の事業所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第８条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、事業者に対しその表示に関する報告をさせ、又はその職員に事業者の事業所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

３・４　（略）

第21条　第15条第１項若しくは第２項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第22条　法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

２　（略）

（備考）　規格は、縦6.0㎝×横8.5㎝とする。